

菟田町立小学校及び中学校の施設利用に関する
申込手順や注意事項について

○利用案内

利用対象者：町内に在住、または在勤される方を10名以上含む団体

利用可能時間：

	平 日	休 日
校 庭	(小学校)午後5時から午後7時まで ※但し、菟田小学校は木曜日のみ利用可 (中学校)利用できません	(小学校)午前7時から午後7時まで (中学校)利用できません
体育館	(小学校)午後5時から午後9時まで ※但し片島小は午後5時30分から 馬場小学校は午後8時30分まで (中学校)午後7時から午後9時まで	(小学校)午前9時から午後9時まで ※但し、馬場小学校は午後8時30分まで (中学校)午後7時から午後9時まで

※利用可能時間内であっても、町の行事、学校行事・部活動で使用できなくなる場合があります。

※菟田中学校改修工事に伴い、一部学校の利用可能時間が下記の表となります。

期間:令和6年8月1日～令和7年1月31日

	平 日	休 日
菟田中学校 (体育館・校庭)	利用できません	利用できません
菟田小学校 (体育館)	午後7時から午後9時まで (夏休み)午後7時から午後9時まで (祝日)午後7時から午後9時まで	(土曜日)午前9時から午後3時まで 午後6時から午後9時まで (日曜日)正午から午後9時まで
馬場小学校 (体育館)	午後7時30分から 午後8時30分まで (夏休み)午後7時30分から 午後8時30分まで (祝日)午後7時30分から 午後8時30分まで	(土曜日)午前9時から 午後3時30分まで 午後6時30分から 午後8時30分まで (日曜日)正午から 午後8時30分まで

※上記の夏休みは、令和6年8月1日～8月26日の期間を指します。

○申込手順

- ① 令和6年1月10日から令和6年1月31日の期間に『No.1 荻田町立小学校及び中学校施設使用団体登録申請書 兼 使用希望日時調査票』・『No.2 登録者名簿』の2点を荻田町役場生涯学習課に提出してください。(各様式は荻田町役場ホームページにて掲載しています。)(メール・FAX 可)
メールアドレス:syogakuka@town.kanda.lg.jp
FAX:093-434-5543

- ② 申込者に対する利用についての説明会を2月上旬に行います。全団体代表者は必ず出席してください。また、この説明会の中で希望日時が重なった団体の協議もしくは抽選を行います。
※この会議に参加できない場合、参加者の希望が優先されます。
令和5年度から継続して小中学校施設を利用する団体は、必ず貸出中の鍵を持参してください。
説明会終了後、当課よりメールにて決定した利用日を各団体に後日通知いたします。

- ③ 決定した利用日時を『No.3 荻田町立小学校及び中学校施設使用許可申請書』に記入の上、各学校の学校長より承認印をもらって、荻田町役場生涯学習課に提出してください。また、備品の使用がある場合は『No.4 荻田町立小学校及び中学校施設備品使用許可申請書』も提出してください。
後日、許可書を交付いたします。

- ④ 令和6年4月15日より小中学校施設の利用が可能になります。
※ご利用予定日に変更や施設管理の都合により利用制限をかける場合がありますのでご理解ください。

○特記事項

1. 登録団体内で、会費等の徴収を行っている場合は、予算書と決算書の提出が必要となります。
2. 別紙、学校施設を使用する際の注意事項を確認し、これに従える方のみお申込みください。
3. 年度途中での申請は、現在使用している団体を優先し、空き時間があれば使用することが可能です。
4. 1登録団体あたりで利用できる時間は、[体育館] 1コマ最大2時間、週2コマまで、[校庭] 1コマ最大4時間、週4コマまで を原則とします。
5. 平日の祝日(7:00~17:00)についての利用は、毎週の学校開放を利用している団体については、利用する月の2ヵ月前の第1営業日より先着順で受け付けます。毎週の利用がない団体については随時受け付けます。受付については、生涯学習課窓口のみとなります。
(例:スポーツの日(10月9日)に利用したい場合、8月第1営業日より受付開始)
※令和6年度の祝日の利用については、4月1日より5、6月の祝日利用の受付を開始いたします。(昭和の日は利用できません。)
6. 使用日時の調整においては、下記のとおり優先順位がありますのでご了承ください。
 - (1) 各小中学校、苅田町、苅田町教育委員会が主催する事業等で利用する場合
 - (2) 放課後児童クラブ及び子どもひろば
 - (3) 上記以外の団体